

函南町ふるさと納税返礼品等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、函南町にふるさと納税をした寄附者に贈呈する返礼品等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の登録要件)

第2条 ふるさと納税の返礼品に物品及びサービス等（以下「地場産品等」という。）を提供できる事業者等（以下「協力事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者を登録することとする。ただし、各号の要件を満たす者であっても、町が協力事業者として適当でないと判断した場合及び返礼品が適当でないと判断した場合は、登録しないことができるものとする。

- (1) 各種法令、条例、規則に適合した生産・製造・販売・役務（サービス）の提供等を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかが町内にある企業・団体、個人事業者（以下「町内事業者等」という。）であること又は要件を満たす者が連携した組織等であること。ただし、町内事業者等でない場合は、町内事業者等と連携した協力事業者、町内で生産された農産物等を原料に加工、製造、販売を行い、町内の地域資源を活用した返礼品を提供する協力事業者または町で提供される役務（サービス）等で主要な部分が町内に相当程度関連性がある協力事業者であること。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 町税に滞納がないこと。
- (5) Eメール及びインターネットが使用できる設備環境を備えていること。
ただし、中間事業者が電子メール以外の方法で確実に連絡が取れる状態であると認めた場合は、この限りでない。

(返礼品の基準)

第3条 ふるさと納税の返礼品として取扱うことができる地場産品等は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 町の魅力をPRし、町の産業振興や観光振興に寄与するものであること。
- (2) 町内の地域資源、技術を活用したものであること。
- (3) 協力事業者が自己または自己の名をもって生産し又は販売しているものであること。
- (4) 品質及び数量について、安定供給ができるものであること。ただし、季節限定、期間限定品などの場合は、提供期間内に安定供給ができるものであること。
- (5) 常時、一定以上の品質を維持できるものであること。
- (6) 物品の場合、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - ア 町内において原材料の主要な部分が生産されたもの
 - イ 町内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
- (7) 役務（サービス）の場合、町内で提供できるものであること。
- (8) 飲食物については、一定期間の賞味期限が保証されるものであること。
- (9) 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのないものであること。
- (10) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法規

を遵守し、違反していないものであること。

- (11) 業界での製造基準、表示基準等を満たしているものであること。
- (12) 販売上の各種保険に加入しているものであること。
- (13) 説明文等に誇大又は虚偽の記載がないものであること。
- (14) 公序良俗に反しないものであること。
- (15) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
なお、地場産品基準の適合状況については、最新の法令（解釈含む）、生産、製造、役務（サービス）の提供内容等の状況により判断する。

（協力事業者の登録抹消及び返礼品の取扱い中止）

第4条 次に掲げる要件に該当したときは、返礼品の取扱いを中止する又は協力事業者としての登録を抹消するものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 返礼品及び協力事業者が本要領に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 町及び寄附者、その他関係者に損害を及ぼす行為があったとき。
- (4) 概ね3年間以上の期間に渡り、返礼品の取扱いがないとき。

（ふるさと納税事務の委託）

第5条 ふるさと納税返礼品等の取扱業務全般については、一括して代行する取りまとめ業者（以下「委託業者」という。）に業務を委託するものとする。
なお、この場合は寄附金の申込み等については、委託業者を通じて行うものとする。

（応募方法）

第6条 委託業者が提示する必要書類に必要事項を記入し、電子メールにて委託業者を経由して町へ提出するものとする。

（選考方法）

第7条 函南町ふるさと納税の協力事業者及び返礼品として適当と認められるかどうかの選考は、本要領に基づき、総合的に判断し決定するものとする。

（寄附金額に対する返礼品の価格）

第8条 寄附金額に対する送料を伴う返礼品の価格は下記の表のとおりとする。
ただし、返礼品の価格等については、地場産品等の内容により変更することができるものとする。

寄附金額	贈呈する返礼品の価格基準
5千円未満	御礼状を送付
5千円以上1万円未満	1, 500円相当までの返礼品を贈呈
1万円以上1万5千円未満	3, 000円相当までの返礼品を贈呈
1万5千円以上2万円未満	4, 500円相当までの返礼品を贈呈
2万円以上3万円未満	6, 000円相当までの返礼品を贈呈
3万円以上4万円未満	9, 000円相当までの返礼品を贈呈
4万円以上5万円未満	12, 000円相当までの返礼品を贈呈
5万円以上6万円未満	15, 000円相当までの返礼品を贈呈
6万円以上7万円未満	18, 000円相当までの返礼品を贈呈
7万円以上8万円未満	21, 000円相当までの返礼品を贈呈
8万円以上9万円未満	24, 000円相当までの返礼品を贈呈
9万円以上10万円未満	27, 000円相当までの返礼品を贈呈
10万円以上15万円未満	30, 000円相当までの返礼品を贈呈

15万円以上20万円未満	45,000円相当までの返礼品を贈呈
20万円以上25万円未満	60,000円相当までの返礼品を贈呈
25万円以上(1千円刻み)	寄付金額の三割相当までの返礼品を贈呈

(補足)

第8条の1 寄附金額は、送料が伴わない返礼品については、返礼品の価格に3分の10をかけ、1,000円単位に切り上げた額を原則として本町が決定する。

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はふるさと納税担当課において別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年11月1日から施行する。

